

# 令和7年度 事業計画書

社会福祉法人  
新居浜市社会福祉協議会

# 第四次地域福祉活動計画

## 基本理念

ともに生きる  
豊かな地域社会

# 令和7年度 事業計画

## 基本方針

少子高齢化の進展、激動する国際情勢、相次ぐ大きな自然災害の中で、私たちは、これらの影響を受けながら、日々の生活を営んでいます。地域では孤独死やごみ屋敷等の増加、社会的孤立、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、貧困や格差等、さまざまな地域生活課題が顕在化しています。児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、高齢者や障がい者への虐待等は増加し、重篤な課題になっています。こうした課題の背景には、地域社会の関係性の希薄化、家族形態の変容等があると指摘されています。また、地域住民による生活課題の解決能力、いわゆる地域力の低下が大きな問題となっています。さらに、人口減少が進む中で、多様で複雑な福祉ニーズに対応するためには、効果・効率的なサービス提供が求められています。

このような中、国においては、地域においてコミュニティを育成することで、地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域生活課題の解決のための活動を展開していくことが求められています。

新居浜市社会福祉協議会では、社会福祉に関する協議体としての機能を十分に発揮できるよう策定した、「第四次新居浜市地域福祉活動計画」が、計画年度の最終年度となることから、目標達成に向けて各事業を着実に推進するとともに、現計画の総括を行い、住民のみなさまをはじめ、関係機関・関係団体との連携を図りながら、より実効性のある次期計画の策定を進めてまいります。

また、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めてまいります。これらの実現のために、アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤整備を行います。さらに、5S活動を踏まえた業務改善を行い、働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、新たに策定した新居浜市社会福祉協議会の基本理念「最高の笑顔をすべての人に」のもと、「ひとづくり」「まちづくり」「組織づくり」を目指します。

社会福祉協議会は、「協議会（連絡調整）」であり、幅広く多様なネットワークをつくるのが本来の役割であることを、あらためて認識し、取り組んでいくことが必要であり、地域の福祉関係者とともに、多様な組織・関係者につなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」になることを目指します。

## 重点目標

### 1 地域福祉の推進

社協支部と民生児童委員との連携を深め、独居高齢者の見守り体制を強化します。SNS を活用した情報共有や見守り推進員の学習の場を通じて、見守り活動への理解と協力を促します。これにより、地域全体での支援体制を充実させ、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

### 2 児童福祉の推進

子育て中の保護者に対して必要な情報提供を積極的に行い利用を促進します。また、地域子育てサロンへの協力を継続し、育児に必要な情報等を収集・提供を行います。

児童館利用者に満足してもらえるよう安全で安心できる環境を整えるとともにニーズに合ったプログラムを提供します。

### 3 障がい者福祉の推進

#### 【障がい者施設課】

障がい者団体や関係機関等に呼びかけ、日常的な交流が図れるような場を提供します。防災意識の普及・啓発とそのためので広報活動等を積極的に行い、防災意識の高揚を図ります。

#### 【児童発達支援】

5 領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性)」の支援プログラムを療育、相談、利用希望者への説明などに用いることにより、わかりやすく安心して利用できる事業所運営を行います。

#### 【介護事業課】

利用者及びその家族の意思及び人格を尊重し、その立場に立ったサービスの提供を行います。地域及び家庭との関係性を重視し、関係機関との連携を強化し、障がい特性に添ったサービス提供のため、専門性の知識を深める研修等により、職員の業務習熟を図ります。

また、選ばれる事業所として経営改善を目指します。

#### 4 高齢者福祉の推進

##### 【高齢者施設課】

高齢者福祉センターでは、住み慣れた地域での生活支援の拠点として、高齢者が安心して笑顔で利用できるよう活気に満ちた施設運営を行い、健康長寿のまちづくりの実現を目指します。また、利用者のニーズに応じて、タイムリーで魅力的な行事を企画・実施するとともに、センターだよりを活用して利用者を増加させ、地域の高齢者の福祉の向上につなげます。

##### 【介護事業課】

利用者のニーズに応じた個別化された介護サービスを提供できるよう、職員研修等によりサービスの質を向上させます。また、地域の医療機関や関係機関、社協内の連携を強化し、包括的な支援を進めます。

#### 5 権利擁護の推進

相談支援の中核機関として、市民の皆さんが気軽に相談できる窓口としての機能をさらに強化します。権利擁護を推進するため、専門職として日々研鑽し、柔軟かつ丁寧な相談支援を心がけ、社協内部や関係機関と連携を図りながら、継続的かつ包括的な支援を行います。

#### 6 ボランティア活動の推進

ホームページや SNS を活用し、ボランティア活動の報告を行うことで、多くの人に興味を持ってもらい、ボランティア活動への参加者増を目指します。

また、福祉教育においては、車椅子体験や高齢者疑似体験だけでなく、福祉施設や地域の人たちと交流できるプログラムを実施します。

#### 7 社会福祉協議会の運営の強化

第4次地域福祉活動計画の最終年となることから、各事業の評価をするとともに、課題やニーズを共有しつつ、第5次地域福祉活動計画を策定します。

経営安定を目指し、財務・業務・労務すべての面の改善に取り組みます。

# 実施項目

## 1 地域福祉の推進

### (1) 小地域福祉活動事業

#### ①社協支部活動推進事業

地域福祉推進の中核となる社協支部の活動拠点整備、財源確保、組織強化、その他活動支援を行います。

社協支部が SNS を活用できるスキルを習得するための支援を行います。また、先進的な事例を紹介し、社協支部と共に新しい担い手を発掘・育成するための方法を学びます。

#### ②大島校区・別子校区地域福祉活動支援事業

高齢化率の高い、島しょ部・中山間地域に対する地域福祉活動への支援を行います。

【大島校区】大島の行事に参加し、住民との信頼関係を構築します。2層協議体メンバーと共に地域課題の把握と、課題解決に向け協議・支援を継続します。

【別子校区】別子山地域の関係人口創出事業を行います。また、その新規事業の実施に向けて、関係機関および新たな団体等と協議します。

#### ③サロン支援事業

地域の高齢者・子育てサロンの内容の充実と普及を行います。

地域の高齢者・子育てサロンについて、地域のニーズを踏まえ充実を図ります。また、ワゴン車を活用した活動を提案していきます。

### (2) 企画・広報事業

愛媛県社会福祉大会参加、社会福祉大会・生き生き幸せフェスティバルを企画、実施することにより、広く地域に福祉の啓発を行います。

福祉大会と生きフェスを同日、同場所開催に変更します。福祉大会では、市内で福祉活動に長く尽力されている方々を表彰します。生きフェスでは、市民が楽しみながら福祉について学べる体験コーナーを増やします。

### (3) 共同募金運営事業

赤い羽根共同募金に関する募金活動、啓発活動、配分事業を行います。

募金の用途をより明確に広報し、理解を深めます。また、各種団体への助成金の交付のあり方について見直しを行います。

(4) 民生児童委員協議会連携推進事業

会議への参加・協力により連携を行うとともに、見守り推進員との連携を促進し、連絡調整を行います。

社協支部・民生児童委員の連携が円滑になるよう情報共有を図ります。

(5) 福祉施設協議会運営事業

市内福祉施設の情報交換や相互連携を支援します。

定例会・研修会は、各施設のニーズ調査を行い、希望に沿った研修を実施するとともに連携強化を図ります。また、市危機管理課との災害についての勉強会を継続開催し、災害に対する意識を高めます。

(6) 地域福祉バス運行事業

高齢者福祉センター利用者の送迎を行うとともに、福祉団体の研修等で有効利用します。

令和6年度に配置したワゴン車を活用し、ボランティア活動やサロン活動が活性化するように団体へ提案していきます。

(7) 地域福祉バス運行事業（別子校区）

生き生きデイサービス及び分館の利活用日に送迎します。また、地域住民の社会参加を促進する活動に利用します。

運転業務の委託方法や車両の維持費、貸出対応等について、市担当課と継続して協議します。

(8) 福祉用具貸与事業

施設入所者の一時帰宅や介護認定申請中の利用等に対する車椅子等の貸与を行います。

貸出窓口を総合福祉センターに一本化し、車椅子の整備・点検を円滑に行います。また、各施設への貸出を譲渡に変更すべく手続きを行い、市民の利便性向上を図ります。

(9) 日本赤十字社愛媛県支部新居浜市地区運営事業

赤十字活動の周知を行い、日本赤十字会員加入の促進と講習会を開催します。

日赤の活動状況を地域の方に幅広く広報し、寄付金の使用用途を明確にすることで、募金額の増加を目指します。

高齢者の方を対象とした「健康生活支援講習会」を実施します。

(10) 会員制度啓発推進事業

社協会員の適正な管理運営と会員制度の啓発を行います。

継続加入者の維持及び新規加入者促進のため、支部活動や会費について分かりやすく広報を行います。また、集金協力者に対し会費用途等をわかりやすく説明し、理解の徹底を継続します。

(11) まごころ銀行の運営

寄付を預託し、福祉サービス等の各種事業へ活用します。

まごころ銀行への預託金の用途を明確にします。

(12) 総合福祉センター（本館）管理運営事業

安心安全な施設運営を行い、地域福祉の拠点施設として情報提供を総合的に実施します。

館内の掲示物や棚など、統一感がなく分かりづらい箇所を見直し、市民の方が何度も利用したくなるような快適で、居心地の良さを感じられる館内環境づくりに取り組みます。  
管理業者と設備について定期的に情報交換を行い、継続して適切に維持管理を行います。

(13) 総合福祉センター（別子山分館）管理運営事業

適切な管理運営を行い、住民主体の福祉活動拠点として、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ります。

施設紹介資料等により利用促進の啓発を行い、利用者数の増加を目指します。  
設備等、適切に館の維持管理を行います。

(14) 地域包括支援センター協力機関業務

別子校区及び、金子・金栄校区の高齢者の相談支援を実施します。地域ケアネットワーク推進協議会（月1回）を開催します。

【別子校区】関係機関等と「地域ケア会議」を2回程度実施します。また、校区担当ケアマネジャーと連携し、高齢者の見守りや、ニーズの解決に向けた支援を行います。

【金子・金栄校区】

様々な関係機関と地域のネットワークをつくり、調整し、地域の課題に応じた生活支援体制、介護予防支援、社会参加のきっかけづくりとなる情報の提供や支援を行います。

(15) 生き生きデイサービス事業（別子校区）

別子校区の高齢者の自立生活の助長、社会的孤独の解消、心身機能の維持向上等を目的とした内容を実施（月2回）します。

感染症対策を徹底し、校区内外の様々な関係機関、団体との交流を行います。

## 2 児童福祉の推進

### (1) 児童館運営事業

#### ①一般来館児童対象事業

一般来館児童の遊びの指導や援助をします。季節行事、あそびの広場を開催します。

継続して社協ホームページや公式LINEを使って定期的に情報を発信します。また、子育て中の保護者に対してインスタグラムを開設します。  
より施設を利用したいと思えるよう笑顔と気持ちの良い挨拶で対応します。

#### ②クラブ活動

発達段階に応じた年齢別クラブを実施します。

各クラブの参加者のニーズや成長過程に合ったプログラムを取り入れて活動内容を充実させます。

#### ③サークル活動他

概ね2歳までの親子を対象に、遊びを通して親子の絆を深めるとともに母親同士の仲間づくり、情報提供等、子育ての支援を行います。

保護者との会話から、ニーズに合った活動を考えアットホームな雰囲気づくりを行います。  
母親同士のつながりも大切にし、SNSでの情報提供をより一層発信します。  
母親向けサークルを家族が参加できるファミリー向けサークルに変更します。

### (2) 児童健全育成事業

#### ①いはいまやんちゃKIDS

地域ぐるみの健全育成を図るため、関係機関や団体の協力で4館合同で実施します。

会場を新居浜市中心にある総合福祉センターに変更し、時期も多くの方が参加しやすい夏休みに変更します。また各種団体や市内高校生の協力を得て児童館オリジナルゲーム等を行います。

#### ②出前児童館

団体の依頼により地域で遊びの提供や指導を行い、活動を支援します。

関係機関が提供してほしい内容を調査し、より多くの方に利用してもらえるようにアピールします。また、昔あそびの魅力を伝え楽しさを伝えます。

③子育てサロンへの協力

地域の子育てサロンに協力して、情報を共有し、子育て家庭を支援します。

主任児童委員の方々と連携をとり、サロンへの協力を継続して取り組みます。  
地域の母親のニーズを知り、お互いのサロン、サークルの活動を充実していきます。

④配慮が必要な児童への支援

発達や家庭環境に配慮が必要な児童に、関係機関と協力して継続的に支援します。

引き続き利用者との会話から発達、虐待等への配慮と早期発見ができるよう、利用者との良い関係を築き支援します。また、関係機関と連携協力を行っていきます。

⑤「いのちの授業」

地域関係者の協力により、中学3年生が赤ちゃん親子とふれあう体験を提供します。

中学生が赤ちゃんと実際にふれあう体験を行うとともに、その保護者や関係者から子育てや生命に関する話を伺う活動により、命の大切さを伝えます。

### 3 障がい者福祉の推進

#### (1) 障がい者福祉センター運営事業

障がい者に日常の場を提供し、教養の向上、社会参加、レクリエーションを供与し、福祉の増進を図ります。

当事者や関係機関と連携を図り、実践的な福祉避難所開設訓練を実施します。また、防災士等による研修を実施し、全職員が福祉避難所に必要な支援スキルを身につけます。

障がい者団体の支援を継続して行い、地域住民との交流が図れるような場を提供します。

#### (2) 障がい者サロン等事業

仲間作りや情報共有などのコミュニケーションの場を提供します。(毎週水曜)

ボランティアや出前講座などを通して単発講座を年5回程度実施し、参加者が楽しく活発的な活動ができるサロンづくりを行います。

#### (3) 障がい者在宅福祉対策事業

意思疎通支援事業、生活訓練事業、身体障がい者スポーツ教室等開催事業・大会開催事業、リフト付き福祉バス運行事業を実施します。

各事業で一つ以上講師や内容を見直し、活動の幅を広げます。

#### (4) 地域活動支援センターⅢ型事業「いぶき」

通所により自立更生に必要な訓練及び、職業的な作業等による自主製品作り、企業の受託や行事を通して、社会参加を促進します。

ニーズに沿った支援を行うため、利用者とのモニタリングを年2回実施し個別支援計画の充実を図ります。

近隣住民に開かれた施設づくりのため、地域交流の機会を提供します。また、支援学校等関係機関団体の説明会や連絡会に参加し情報発信を行うことで、新規利用者を増やします。

#### (5) 生活介護事業

障がい者の身体状況や環境に応じて、自立促進、生活の質の向上を図るため、日常生活上の介護や訓練及び創作活動を実施します。

業務の効率化を図るためICTを導入し、働きやすい環境をつくりまします。また専門分野の研修を全職員が受講し、障がい特性に応じた質の高い支援を提供します。  
各関係機関と連携し、新規利用者を増やします。

#### (6) 児童発達支援事業所はげみ園

未就学の障がい児に対し、早期から特性に合わせた専門療育を実施します。

利用者との相談などに活用することができるよう、支援プログラムの要約版を作成します。利用定員を満たし、安定した運営を行います。

#### (7) 障がい者居宅介護等事業

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護を実施します。

今後もサービスのニーズの増加が見込まれることから、多種多様な利用者ニーズに対応できるように、研修により障がいへの知識を深め、サービスの拡充及びサービスの質の向上を図ります。また、円滑に新規利用者の受入れができるよう、業務の効率化を図ります。

#### (8) 障がい者等移動支援事業

屋外の移動困難な障がい者に外出援助し、地域生活と社会参加を支援します。

安心安全な在宅生活を送る上で欠かす事のできない、社会ルールを学ぶための外出支援を行います。また、余暇活動の促進を図ります。

#### (9) 相談支援事業

障がい者の自立に向けて課題の解決や適切なサービス利用に向けて相談支援を実施します。

自立支援協議会相談支援部会で個別課題を共有し、地域課題として課題解決に向けた取り組みを継続して行います。研修では、現任研修、強度行動障がい及び高次脳機能障がいの支援に関する研修を受講し、加算算定の体制を整えます。

## 4 高齢者福祉の推進

### (1) 独居高齢者見守り推進事業

在宅独居高齢者が安心して生活ができるよう、地域関係者の参加・協力で、見守り推進員による安否確認を実施します。

包括支援センターやブランチと連携し、見守り推進員の意欲や知識向上につながる学習の場を設け、定例会が有意義な場となるよう支援します。

### (2) 高齢者福祉センター運営事業

#### ①高齢者福祉センターの管理運営（上部・川東・川西）

健康長寿のまちづくりを実現するため、生きがい創出、健康づくり、生活支援を行う拠点として、高齢者福祉の増進を図ります。

関係機関団体との連携とセンター間の職員の情報共有を密にして、魅力的な事業を企画・実施します。また、センターだよりを回覧してもらえる自治会を増やすとともに行事の様子を随時ホームページに掲載して認知度を高め利用者を増加させます。

#### ②生きがい創出事業

サークル支援、講座により、仲間づくり・趣味づくり・社会参加をとおして、豊かな生活を送れるよう活力を創出します。

アンケート結果や利用者のニーズに応じて、高齢者が関心をもって参加でき、楽しみながら教養が高められるような様々な講座や教室を開催し、高齢者の生きがいづくりを支援します。また、出張サロン等、社協支部と連携し積極的に地域に出向いて高齢者福祉を増進させます。

#### ③健康づくり事業

体操や健康教室の知識供与、相談・保健指導等で、健康維持・体力増進を図り、日常生活を送れるよう安全・安心を創出します。

毎日の健康体操は、高齢者が気軽に参加でき、楽しく自然に健康づくりが行えるよう、ストレッチやリズム体操、ラバーバンドなど豊富なメニューを取り入れて実施します。また、健康講座等を開催し、利用者の健康の保持とフレイル予防等の普及啓発を行います。

#### ④生活支援事業

生活相談・指導、入浴事業で生活課題の早期発見と予防で、生活の安定を図り、関係機関と連携して生きる力を創出します。

生活支援の拠点として、コミュニティカフェを充実させ、地域の高齢者がセンターを利用する機会を増やします。職員の働きかけにより、利用者同士、職員とのコミュニケーションを活発化させ、利用者の増加と満足度の向上を図るとともに生活相談支援の機能を強化します。

### (3) 居宅介護支援事業

アセスメントを行い、利用者本位の計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。

ICTの効果的な活用等に取り組み、業務の生産性を高め、稼働率の向上に繋げ、利用者へのサービスの質の向上を進めます。利用者に寄り添った支援をするため、必要な研修に参加するとともに、事業所での利用者の情報共有を行い、事業所全体のケアマネジメントスキルの向上を図り、資質向上と人材育成を行います。

### (4) 訪問介護事業

利用者のニーズに沿った訪問介護計画を作成し、居宅においてサービスを提供します。

地域を支える事業となるよう、研修や関係機関と連携しながら支援体制を強化します。また、介護保険では対応しきれない、介護保険制度外の在宅サポート事業の利用範囲の拡充を検討し、利用者の利便性を図ります。

介護記録ソフト導入後、円滑に運用できるようにし、サービスの質の向上や新規受入れ増につなげ、経営改善を目指します。

### (5) 認知症対応型通所介護事業

認知症の方が可能な限り居宅での日常生活が送れるよう、入浴、食事介護や機能訓練を実施し、家族の身体的負担を軽減します。

利用者や家族の視点を重視しながら、家族等への相談事業や延長サービスの事業展開を検討します。重症化を予防しつつ、住み慣れた自宅で、自分らしく暮らし続けることができるよう、支援体制を構築します。より良いサービスの提供により、選んでもらえる事業所となり、経営改善を目指します。

### (6) 訪問介護事業所職員連絡会運営事業

市内事業所相互連携と介護職員の資質向上を図るため、研修、会員交流を促進し、在宅福祉を向上します。

新居浜市と連携し、効果検証を測りながら、広報活動等により訪問介護への理解を高め、職員不足の解消を図ります。また、専門的な知識を学べる場を作り、連絡会事業をより活発化することにより、新居浜市の訪問介護事業のスキルアップを目指します。

## 5 権利擁護の推進

### (1) 暮らしの総合相談・支援事業

専門機関や相談支援員が中心となり、日常のあらゆる相談を受付します。

市民の皆さんが気軽に相談できる窓口としての機能を強化し、関係機関や専門職と連携を取りながら、ワンストップでの相談支援を行います。専門相談については、相談者を増やすために、周知・啓発活動を行います。

### (2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支え、在宅福祉及び社会参加促進を図り、生活改善を支援します。

適切なアセスメントを実施し、世帯の自立に繋がる効果的な貸付を行います。償還滞納者については、生活困窮者自立支援事業と連携してフォローアップ支援を実施し、生活改善を図り、償還の再開に繋がります。

### (3) 福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な方が在宅で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を実施します。

既存の契約者に対しては定期的なモニタリングの実施、生活支援員との情報共有により状況把握に努め、安心した生活が続けられるよう支援します。現在の待機者や新規契約希望者については、状況を把握しながら、緊急度に応じた利用契約を結びます。

### (4) 法人後見事業

被後見人等身上監護、財産管理を適正に行い、相続関係、施設入所、福祉サービス利用契約の手続きを実施します。

成年後見制度の利用促進が図られるよう、行政をはじめ関係機関との地域連携ネットワークに積極的に参画します。弁護士等の専門職との関係性をさらに構築し、困難ケース等にも迅速に対応し、専門員として更なる資質向上を図ります。

### (5) 生活困窮者自立支援事業

経済的困窮や社会的孤立など複合的な生活困難を抱える人々に、寄り添い型支援を実施します。

相談支援員としての資質を向上させ、チーム支援により幅広く生活困窮世帯へのアプローチを行い、課題解決に向けた自立支援を継続的かつ包括的に行います。家計改善支援、就労支援、住居確保支援についての専門性を高め、権利擁護の推進を図ります。

## (6) 緊急食料支援事業

緊急的かつ一時的に生活に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる世帯に相談支援、食料や日用品等を支給します。

緊急食料等の提供事業者とのネットワークをさらに拡充し、また、フードドライブの周知を図ることで食料を確保し、必要な世帯に対して柔軟かつ迅速な支援を実施します。

## (7) 新居浜を明るくする運動推進事業

犯罪や非行のない安全・安心な地域社会づくりを目的として、保護司会、更生保護女性会等関係機関と連携します。

保護司会、更生保護女性会、その他推進委員加入団体と連携を取りながら運動を展開します。適切な運動展開が維持できるよう事業内容を縮小し、業務負担の軽減と経費削減を行います。

## 6 ボランティア活動の推進

### (1) 福祉ボランティア推進事業

#### ①ボランティア・市民活動センター運営事業

団体及び個人登録し、市民を様々な活動へと繋げ、総合的なボランティア・市民活動推進の場としての役割を担います。

ボランティア募集の広報を強化し、公民館をはじめ市内施設に常時掲示できるポスターやチラシを作成し、ボランティアの登録と活動を促します。

#### ②ボランティア・市民活動に関する相談、援助、指導

ボランティア・市民活動に関する相談に対応し、中間支援を実施します。

各種団体の登録情報を再確認し、現在の活動状況を把握し、相談や援助を行います。

#### ③ボランティア・市民活動に関する情報提供

市民の自発的な社会参加を促し、個人団体の活動が活発になるように必要な情報を収集、提供します。

ホームページやSNSにおいて、募集情報に合わせて、活動報告を写真と共に発信することで、より分かりやすい情報を提供します。

#### ④ボランティア・市民活動に関する研修

技術ボランティア養成講座、各種講座を実施します。

年間を通して、講座の様子や講座終了後の活動を分かりやすく紹介することで、興味を引き、受講へとつなげます。

手話奉仕員養成講座は新カリキュラムに移行するため、講師との連絡調整を十分に行います。

#### ⑤その他

ボランティア・市民活動に関する福祉活動資材の整備、貸与、連絡調整を行います。

視覚体験ゴーグルなどの福祉教育資材の点検・修理を行い、学校等への貸出を行います。

## (2) 福祉教育、生涯福祉学習

福祉学習の推進及び生涯福祉学習を支援します。

車いす体験などの学習後、福祉施設や地域の人たちと交流できるプログラムを実施します。

夏のボランティア体験においては、広報やコーディネートの改善を行い、より多くの人と地域・施設をつなげます。

## (3) 災害ボランティアセンター設置運営事業

資材管理や災害ボランティアの受付相談、登録、管理。講座を開催。ネットワークを構築し、訓練を実施します。

「地域支え合い・災害支援ネットワーク新居浜」では、関係機関団体と、平時から顔の見える関係性の構築を目指した会議を開催できるよう準備します。

## 7 社会福祉協議会の運営の強化

### (1) 理事会・評議員会の運営

地域福祉を推進する団体としての経営責任を担う理事会、議決機関としての評議員会を開催します。

評議員の定数を変更し、より深い関係性を保ちます。また、理事会、評議員会で情報交換の機会を設定し、各課との連携強化促進を行います。

### (2) 財務運営、管理

財源（民間財源、公費財源、事業収入財源）を確保し、継続・安定的な経営、会計法令に基づく経理事務を実施します。

経営感覚を磨くとともに、短期経営計画を作成します。

### (3) 人事管理・人財育成

採用・配置、評価、処遇、育成からなる人事管理制度の一体的運営を行います。

人事評価力向上のための研修を実施し、管理職を中心に人事管理・人財育成能力の向上に取り組みます。

### (4) 労務管理

働きやすい環境の整備と労働法制の順守し、衛生委員会、健康診断を実施します。

各課の健康維持の取組を継続するとともに見直しを行い、健康志向を向上していきます。メンタルヘルス研修を継続し、管理職の職場環境改善意識の向上に取り組みます。

### (5) 社協発展・強化、その他計画の策定と進行管理

制度、地域生活課題などの外部環境、組織体制、事業推進体制、財務状況などの内部環境をもとに策定し、進行管理を行います。

基本理念及び行動指針を重視し、第5次地域福祉活動計画を策定します。また、各課の連携強化のため、役職単位の会議を開催します。

### (6) 広報活動・広報戦略

社協だより・ホームページにより地域福祉活動を広報します。

SNSの活用方法を検討し、情報発信の方法の拡大に取り組みます。  
ホームページの活用及び情報記載・削除のルール化を明確にします。